



(お知らせ)

平成 22 年度自動車交通騒音の状況について

平成 23 年 12 月 22 日 (木)

環境省水・大気環境局

自動車環境対策課

直 通：03-5521-8303

代 表：03-3581-3351

課 長：弥元 伸也 (内線 6520)

課長補佐：木村 康博 (内線 6526)

担 当：上田 浩之 (内線 6527)

環境省は、平成 22 年度に行われた自動車騒音常時監視 (騒音規制法の規定に基づき、都道府県及び騒音規制法上の政令市により自動車騒音の状況が監視されるもの) の報告に基づき、全国の自動車交通騒音の状況について以下のとおり取りまとめました。

1. 自動車騒音常時監視の実施状況

自動車騒音の常時監視は、都道府県等が自動車騒音対策を計画的に行うために地域の騒音を経年的に監視することが必要であるとして平成 12 年度から実施しています。監視に当たっては、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準 (平成 17 年 6 月)」に基づき、平成 18 年度以降、原則として 5 年間で対象となる地域全体の評価を行うこととし、計画的に評価対象地域を広げてきているところです。平成 22 年度はその 5 年目に当たることから、全国の自動車騒音の状況を概ね網羅したものとなりました。

平成 22 年度は、全国 179 地方公共団体において、環境基準の達成状況の評価が実施されました。評価の対象は、道路に面する地域における延長 35,903km、5,759 千戸の住居等です。なお、評価の対象となる住居等は、道路端から 50m の範囲にあるものとしています。

2. 環境基準達成状況

(1) 全体の状況

評価対象の全戸数である 5,759 千戸のうち、昼間 (6 時 ~ 22 時) 又は夜間 (22 時 ~ 6 時) で環境基準を超過していたのは 499 千戸 (9%) であり、昼夜間とも環境基準を超過していたのは 248 千戸 (4%) でした。

幹線交通を担う道路に近接する空間における 2,398 千戸のうち、昼間又は夜間で環境基準を超過していたのは 335 千戸 (14%) であり、昼夜間とも環境基準を超過していたのは 162 千戸 (7%) でした。

環境基準の達成状況の経年変化は、各年で評価の対象としている住居等の違いを考慮する必要がありますが、報告された範囲では近年緩やかな改善傾向にあります。

「節電への御協力をよろしくお願いいたします」

(2) 道路種類別の状況

全体を道路種類別に分けて集計したところ、昼間又は夜間で環境基準を超過していた割合が最も高かったのは都市高速道路であり、47千戸のうち8千戸(17%)でした。

これらの状況は後日、(独)国立環境研究所が運営するインターネットサイト「全国自動車交通騒音マップ(環境 GIS 自動車交通騒音実態調査報告)」においても、地図と共に情報提供します。

インターネットアドレス

<http://www-gis.nies.go.jp/noise/car/>

【全国自動車交通騒音マップ掲載例】



添付資料：平成 22 年度自動車交通騒音の状況

添付資料を御覧になりたい方は下記アドレスよりアクセスして下さい。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14619>